

## VII 国民保護



## 1 概 要

我が国を取り巻く安全保障環境については、冷戦が終結し、我が国に対する本格的な侵略事態が発生する危険性は低下しているものの、大量破壊兵器や弾道ミサイルの拡散、国際テロ組織等の活動を含む、新たな脅威や平和と安全に影響を与える多様な事態への対応が差し迫った課題となっている。

こうした状況も踏まえ、平成16年9月、我が国に対する外部からの武力攻撃などにおいて、国民の生命、身体及び財産を保護することなどを目的とした国民保護法（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律）が施行された。

国民保護法において、国は、武力攻撃やテロなどから国民の生命、身体又は財産を保護するため緊急の必要があるときは、警報を発令して、国民に危険な状態になったことを知らせることとなっている。そして、国をはじめ、都道府県、市町村などの関係機関が、国民の保護のために情報の提供や避難の誘導、避難所の開設、救援物資の配布、救助活動、医療活動などの措置に迅速かつ全力を挙げて対応することとしている。

### ◎国民保護法に係る経緯

- 平成15年6月 武力攻撃事態対処法（武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律）成立、施行
- 平成16年6月 国民保護法成立
- 平成16年9月 国民保護法施行
- 平成17年3月 国民の保護に関する基本指針閣議決定
- 平成18年3月 全都道府県が国民保護計画の作成を完了

#### (1) 群馬県国民保護計画の策定

地方公共団体は、あらかじめ国民の保護に関する計画（以下「国民保護計画」という。）を作成することとされている。この場合、都道府県は国の基本指針に基づき、また、市町村は、都道府県の国民保護計画に基づき、それぞれ国民保護計画を作成することとなる。

群馬県国民保護計画は、平成18年3月31日に閣議決定され、同日付けで施行された。

#### (2) 群馬県国民保護計画の修正

国民保護法に基づいて作成する都道府県国民保護計画は、都道府県における国民保護に関する基本的かつ重要な計画として位置づけられている。

本県においても、県国民保護計画に検討を加え所要の修正を行っている。平成20年度以降において、次のような内容により一部修正を行った。

主 な 修 正 内 容
○ 国の「国民の保護に関する基本指針」の修正に伴う修正
○ 国機関の組織変更に伴う修正
○ 群馬県の組織変更に伴う修正
○ 統計資料（人口、交通等）の変更に伴う変更

#### (3) 平成21年度群馬県国民保護共同図上訓練の実施

国、県、市町村をはじめとする各防災関係機関は、突然発生するテロ等の事態に備え、応急対策に万全を期するため、関係機関と共同して、国民保護法に基づき訓練を行うよう努めなければならない。

平成21年11月27日に、緊急処理事態における初動体制を確立し、国、市町村、関係機関等の役割確認及び相互連携を強化するとともに、職員及び組織の総合的な対処能力の向上と県国民保護計画の検証による課題抽出を行うことを目的に、国と共同で、群馬県庁県民ホールに於いて、13機関194人参加のもと平成21年度群馬県国民保護共同図上訓練を実施した。

## 2 群馬県国民保護計画の修正状況

計画の 修正年月日	主な修正事項 (これまでの修正のうち重要なものを抜粋)
18. 3. 31	○群馬県国民保護計画施行
20. 4. 1	○群馬県組織改正に伴う変更 ①消防防災課の廃止、危機管理室及び消防保安課の新設 ②生活文化部の新設 ○関係機関の組織改正に伴う変更（防衛庁→防衛省） ○「現地調整所の設置」に係る追記 ○安否情報システム稼働に伴う変更
21. 4. 1	○国の現地対策本部に、合同対策協議会が設置された場合の対応について追記 ○群馬県危機管理大綱策定に伴う変更
22. 2. 1	○群馬県総務部危機管理監を群馬県国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の本部員に追記
26. 3. 4	○群馬県組織改正に伴う変更（群馬県対策本部の組織図を変更）
27. 1. 6	○県の区域を越える住民等への避難に係る追記 ○大規模集客施設等における滞在者等の避難に係る追記 ○放射能による汚染拡大の防止措置に係る追記
28. 12. 20	○群馬県組織改正に伴う変更（こども未来部の新設） ○法令等の名称変更に伴う変更

## 3 市町村国民保護計画の策定の状況

市町村国民保護計画については県内全市町村に於いて平成19年度末までに策定済みである。

## 4 国民保護に関する情報伝達システムの整備

### (1) 全国瞬時警報システム（J-ALERT）

対処に時間的余裕のない緊急情報（弾道ミサイル情報、噴火情報等）を、国（消防庁）から自治体・住民まで瞬時に伝達するシステム。人工衛星を用いて送信され、市町村の防災行政無線等を自動起動することにより住民に伝達するもの。

平成22年度末までに県及び全市町村にて整備されており、平成25年度末までに7消防本部においても整備された。

### (2) 緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）

国民保護に関する緊急情報（国民保護法に基づく法定通知、関連文書等）を、国（官邸）から関係機関に対して迅速に伝達する一斉同報システム。総合行政ネットワーク（LGWAN）を用いて送信される。

平成21年度までに県及び全市町村にて接続。平成24年2月からは消防組合及び指定地方公共機関が新たに接続対象団体となり、平成25年度末までに2消防本部及び2指定地方公共機関が接続した。